松本市認知症カフェ運営助成事業事務手続きの流れ

１　申請

運営にあたり、注意事項がありますので、まずはお問い合わせください。申請は、実施日の1カ月前までに次の書類が必要になります。

1. 運営補助申請の場合は、認知症カフェ運営助成事業申請書（様式第3号）
2. 認知症カフェ開設・運営事業申請にかかる誓約書（様式第2号）
3. その他　開催チラシ、見積書

２　交付決定

申請書を受理した日から1カ月を目途に、提出書類について交付の適否、助成金の額等を審査の上、

適当と認めたときは助成金の額を決定し通知します。

３　実績報告

事業実施日から30日以内、又は年度の末日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

(1) 運営補助実績報告の場合は、認知症カフェ運営助成事業実績報告書（様式第5号）

(2)　その他として、会場や実施状況が分かる写真、領収書の写し

４　確定通知

３の実績報告を速やかに審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め

たときは、交付すべき助成金の額を確定し、通知します。

５　支払い

　　確定通知後、請求書を提出してください。後日、支払います。

６　年度実績報告書

確認のため、当該年度の認知症カフェの終了後、認知症カフェ年間実施報告書（様式第6号）を提

出してください。